

【前提】

- 対象：大島町や東京都など、本土砂災害に直接関係した機関に限定せず、国内の同じような機関全体を対象とする。
- 内容：すでに東京都、大島町において改善が図られている事項も含める。
 例) 東京都からの伝達情報の範囲、受信確認の範囲
 大島町における台風接近時の対応判断体制

【提言骨子（案）】

(1) 市町村

- 災害対策本部長及び権限代行者について、確実な体制を確保するため、出張等の際の判断及び代行手続きについて明確にすること。
- 避難所開設など災害応急対策活動が必要となる以前の、災害発生のおそれと比較的小さい場合の情報収集・伝達及び判断にかかる態勢（情報連絡態勢など）について、地域防災計画などに明確に位置づけること。
- 災害が発生もしくは発生のおそれがある場合の職員配備態勢について、組織内各部署や関係機関と協議して多様な視点から検討し、これを決定する手続きを明確に定めること。
- 夜間・休日などにおける気象警報等の重要情報発表に際し、必要な職員等に対し、確実に伝達される仕組みを構築すること。
- 避難勧告・指示などの判断基準について、災害の種類ごとに明確に定めること。その際、可能な限り実効性のある基準とするため、関係機関・住民等と十分な協議を重ね、判断基準の妥当性と限界について理解を深めること。
- 避難所への移動を伴う避難だけでなく、建物内の安全な場所での退避も含めた避難のあり方について明確にし、必要に応じてこれを指示（注意喚起）できるようにしておくこと。
- 災害に備えた態勢をとる際には、適切に情報収集・整理を行い継続的に状況監視ができるよう、災害対策本部の機能を集約した災害対策本部室を設け、これを活用すること。

(2) 都道府県

- 市町村へ伝達する気象情報等の防災情報について、重要な情報が確実に伝達されるよう、伝達の範囲及び受信確認の方法・手順を適切に設定すること。
- 災害のおそれがある場合の市町村の態勢について、その状況を把握するのみならず、必要に応じて積極的に指導・助言を行うこと。
- 防災所管の総務部門と建設・土木部門との連携を強化し、市町村への情報伝達等について適切な役割分担を行い、重要な情報が確実に伝達される一方で情報過多とならない仕組みを構築すること。

(3) 気象庁

- 気象庁が発表する気象情報等について、その種類に応じた都道府県・市町村への伝達状況をあらかじめ把握するとともに、重要な情報が確実に市町村まで到達するよう、発表する情報の種類・発表時期などについて検討すること。
- 市町村との間のホットラインについては、市町村に利用を呼び掛けるだけでなく、気象庁側も積極的に利用すること。

(4) 救助関係機関

-